

くり応援プラン

プラン
2

アパート等を建てたい事業者さん

民間賃貸住宅固定資産税減免事業

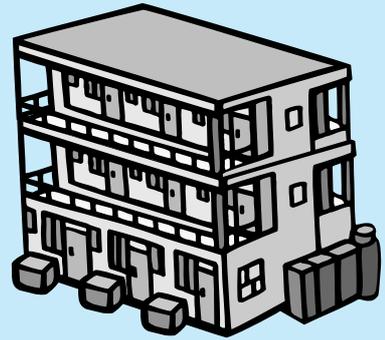
最高5年間の
固定資産税
減免!!

対象・条件等

- ①平成20年4月1日以降に町内に建築された新築賃貸住宅等(※4)
- ②1戸当りの床面積が40㎡以上280㎡以下の新築賃貸住宅等
(戸建住宅の場合は床面積が50㎡以上280㎡以下となります。)
- ③市町村民税等(※5)に滞納がないこと
- ④その他

減免内容

- 【3階建以上の中高層耐火住宅等】
対象床面積：床面積120㎡までの部分(1戸につき)
(共用部分を含む)
減免期間：課税年度から5年間
- 【上記以外の一般の住宅】
対象床面積：床面積120㎡までの部分(1戸につき)
(共用部分を含む)
減免期間：課税年度から3年間



- (※4)新築賃貸住宅等 居住の用に供し、営業用として不特定多数の者に対して賃貸を行うことを目的として建築された集合住宅又は戸建住宅であって、不動産登記法に基づき登記された賃貸住宅
- (※5)市町村民税等 当該住宅所有者の市町村・特別区等に係る税金等

<この事業は、平成23年3月31日までに新築した賃貸住宅を対象とします>

その他注意事項(プラン1・2共通)

- 地方税法の新築住宅に対する減額措置の規定から外れた場合は適用されません。
- 土地の固定資産税については、この制度の対象となりません。

例1 床面積が100㎡の住宅を新築した場合

固定資産税額は90,000円から110,000円程度になりますが、仮に100,000円とした場合

地方税法による減額分 50,000円	和水町による減免分 50,000円
年税額100,000円	

※課税額は3年間で300,000円となりますが、この制度の適用を受けた場合、3年間の納税額は0円となります。

例2 床面積が150㎡の住宅を新築した場合

固定資産税額は140,000円から160,000円程度になりますが、仮に150,000円とした場合

地方税法による減額分 60,000円	和水町による減免分 60,000円	税額 30,000円
120㎡分		30㎡分
年税額150,000円		

※課税額は3年間で450,000円となりますが、この制度の適用を受けた場合、3年間の納税額は90,000円となります。

問い合わせ先

和水町役場 企画室 まちづくり推進係まで 内線208

※減免申請手続き等については、広報なごみ3月号でお知らせします。

和水町住まいづ

減少し続ける和水町の人口

和水町の人口は、平成17年において**11,900人**(国勢調査)となっています。人口の推移をみると、昭和30年は2万人台を確保していましたが、高度経済成長を背景に大幅な人口減少が続き、昭和50年から平成17年にかけては、国勢調査期間(5年間)の減少率が概ね3%前後で推移しています。

また、老年人口(65歳以上)の比率は平成17年(国勢調査)において**34%**、年少人口比率**12%**で、中山間地域特有の課題である**少子高齢化**や**若者の町外への流出**などにより人口が著しく減少しています。

国勢調査による過去の人口推移に基づき、将来人口推計を行った結果、和水町の人口は平成**32年**には**10,000人**を割ることが予想されます。和水町の将来にとって『**定住の拡大**』は大きな課題となっています。



過疎に挑戦し人口減少に歯止めをかけるための**定住促進対策**として平成**20年度**から次のような**定住支援策**を実施します。

プラン
1

マイホームを新築したい皆さん

新築住宅固定資産税減免事業

対象・条件等

- ①平成20年4月1日以降に町内に建築された新築住宅(※1)
- ②床面積が50㎡以上280㎡以下の新築住宅
- ③申請日現在、和水町に住所を有していること
- ④町民税等(※2)の滞納がないこと
- ⑤その他

減免内容

- 対象床面積：床面積120㎡までの部分
(併用住宅(※3)については居住部分のみ)
- 減免期間：課税年度から3年間
(3階建以上の中高層耐火住宅等については別途減免あり)



- (※1)新築住宅 自らの居住の用に供する目的で取得するものであって、不動産登記法に基づき登記された住宅
- (※2)町民税等 町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・簡易水道使用料・下水道使用料
合併浄化槽使用料・町営住宅使用料等
- (※3)併用住宅 居住部分の床面積が全体の1/2に満たない場合は適用されません。

<この事業は、平成23年3月31日までに新築した住宅を対象とします>